

ボランティアセンター備品貸出事業 要綱

1. 貸出対象

- ・桑名市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体
- ・桑名市内で活動している団体。但し、使用目的は非営利に限る。

※登録ボランティア団体への貸し出しを優先する。

※「子ども用車椅子」を除き、個人への貸し出しは行わない。

2. 貸出期間

原則 2 週間以内

3. 借用料

無料

4. 貸出備品

別紙一覧のとおり

5. 貸出・返却について

(1) 借用希望者は、電話、窓口で予約状況を確認の上、「ボランティアセンター備品借用申請書」にて申し込む。

(2) 借用、返却は来所とする。※郵送等による貸出は行わない。

(3) 貸出・返却時間は、桑名市ボランティアセンター開所時間とする。

(月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日、年末年始を除く)

6. その他

貸出備品を毀損・滅失した場合は、直ちに当ボランティアセンターまで報告。

※場合によっては、弁償。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。